

令和2年度 第3回 橋本市人権尊重の社会づくり審議会	
開催日時	令和2年7月27日(月) 午後2時00分～午後3時40分
開催場所	橋本市民会館1階ギャラリー
会議次第	1. 開会 2. 議事 議題(1) 人権施策基本方針改訂案について 議題(2) その他 3. その他 ・答申について ・新たな条例の制定(同和問題)について 4. 閉会
出席委員	木浦憲一委員、喜多見委員、薦田哲委員、津本光代委員、中尾悦子委員、仲谷一雄委員、野口政弘委員、萩原弥生委員、松本祐代委員、丸山哲也委員、村田溥積委員、和田照子委員(※50音順)
配布資料	・資料1 橋本市人権施策基本方針改定案 ・その他資料 (仮称) 橋本市部落差別の解消の推進に関する条例・骨子案(素案)
内 容	
	1 開会 会長より挨拶。 事務局より資料の確認について。
事務局	(審議会の成立について) 本日は委員15名のうち3名の方が欠席で、出席者は12名。過半数に達しており、本審議会は成立していることを報告。 「橋本市人権尊重の社会づくり審議会の公開及び傍聴に関する要領」により、今回の議事について非公開か公開か、決定して頂いて宜しいでしょうか。
会長	この議事について、公開でよろしいでしょうか。はいということですので、公開で行います。
事務局	有難うございます。本日の傍聴につきましては、傍聴人はいらっしゃいません。
会長	それでは、今日の審議会の議事録の署名委員さんについてはどうですか。
事務局	議事録署名委員につきましては、木浦委員と津本委員にお願いして宜しいでしょうか。了解とのことですので、木浦委員と津本委員にお願いしたいと思います。
会長	宜しくお願ひ致します。それでは議事に入りしたいと思います。まずは、皆さん方にお渡しした「人権施策基本方針」の改訂案について、事前に資料をお送りしていると思いますが、前回から修正した内容について、もう一度、事務局から説明をお願いします。
事務局	修正した箇所には、出来るだけ下線を引くようにしていますが、下線を引けていない所や、下線を消し忘れて残っている箇所もあります。申し訳ございません。それでは今回の主な修正箇所について報告をさせていただきます。 ・4ページで、学校のオンライン授業の環境整備が現在進められているところであるとの指摘があったので、そのように修正をしました。

	<ul style="list-style-type: none"> ・7 ページの「相談窓口の充実」の「固定的性別役割分担意識」についての説明が分かり難いということであったので、巻末の用語説明のところで、修正した説明を追加しました。 ・13 ページの「分野が特定しえない一般的な人権課題」について、「一般的な」という文言を削除しました。(目次の修正はまだ出来ていません。) ・14 ページの「環境と人権」で、表現が古いとの指摘があった「産業公害」「都市公害」という文言を削除しました。 ・15 ページの「その他の新しい人権」という言い方で、決して新しいということではないとの指摘があったので、新しいという文言を削除し、「その他の人権」としました。(目次の修正はまだ出来ていません。) ・22 ページの「障がい者の人権」で、障害者権利条約の批准に向けた取り組みで、幾つかの法改正を進めたということが分かるような表現に修正しました。 ・26 ページの「外国人の人権」で、国際連合と人権の関わり、位置づけについての記載を修正しました。また在日韓国人、朝鮮人についての記載を修正しました。さらに取組の方針に記載していた「ユニバーサルデザイン」についての記述を削除しました。 ・28 ページの「感染症及び難病等患者の人権」で、新型コロナウイルス感染症についての記述を修正しました。また「ソーシャルディスタンス」を「ソーシャルディスタンス」に修正し、これについての用語説明の記述も修正しました。 ・35 ページの「SOGI」について、コラムで取り上げたらどうかというご意見がありました。ここでのコラムには「パートナーシップ制度」を取り上げました。そのため「SOGI」は、本文中の説明書きの中で修正しています。 ・41 ページのコラムには、「パワハラに関する実態調査結果」を取り上げていましたが、「パワハラ防止指針」についての記述に変更しました。 ・用語の説明で「新しい生活様式」「3R 活動」についての説明を修正しました。 ・巻末の年表(国内状況)について、前回資料では「水平社宣言」以前の記述は入れてなかったのですが、同和問題に関しては「解放令」の時代からの流れが重要とのご意見があったので、「解放令」までさかのぼって加筆しています。また「解放令」の前後の出来事も併せて記載しています。 ・このほか、細かい部分でのご指摘があった箇所を幾つか修正しています。 <p>また、ご指摘があった以外にも、事務局で独自に幾つかの修正及び記述の追加をした箇所もありますので、ご確認をお願いします。そして前回の改訂案では「世界人権宣言」と「日本国憲法条文の抜粋」資料が入っていませんでしたので、巻末に資料を追加しました。修正箇所については以上となります。</p>
会長	有難うございました。委員の方々に、今の訂正箇所等で分かりにくい点、具合が悪い点がありましたら、発言してください。
委員	5 ページの「5. 方針改訂の趣旨」のところの下から7行目で、「児童虐待やDVの増加及び深刻化が懸念されています」となっていますが、自粛期間中の今年4月は前年度に比べて、DV等は3割増という数字が既に出ているようなので、懸念という

	<p>より確認のような文言が良いのかなと思ったので、検討して頂けたらと思います。あとは細かい点で、文章の読みやすさという点で見た時に、「外出自粛や仕事の休業などによる生活不安やストレスから」と書き換えた方が良いのではないかと思います。</p> <p>それから、19 ページの「子どもの人権」の取り組みの⑤番の「教育・啓発してインターネットによる人権侵害から守る」のところで、「子どもがスマートフォン・携帯電話を正しく使う取り組みとして、ネットモラルなどの研修会を開催することや橋本市子どもスマホ宣言をさらに啓発していきます」とありますが、この「橋本市子どもスマホ宣言」は 2015 年に出されているのですが、具体的には最後のコラムの中に記載があります。そこにはスマホ宣言の中身の 4 項目が書かれていて、「学校に持って行かせない！」とか「夜 9 時以降に通信させない！」とか、押し付け的なことが並んでいるのがちょっと疑問に思いました。と言うのは、取り組みの②番「子どもの力を信じて励ます」という段にあるように、「子どもたちを単に保護する対象と見るだけではなく、彼ら自身の意思を尊重し、その決定に参加させることで、子どもの自立に即して自己決定領域を拡大し」となっていますよね。このことと矛盾するのではないのかなと感じました。子どもと一言で言っても、年齢はすごく幅広く、その年齢に応じてスマホとどう付き合っていくのかというのを、やはり子どもも参加した上で考え、家庭ごとにその子に応じたルールとかを決めていく方が、子どもの人権を考えた時には良いのではないのかなと、個人的には思います。一方的に、これを決まりきった一定ルールという形で啓発をしていくのであれば、ちょっと違うのかなと感じています。だから子どもの人権という側面で、審議会としての立場で提案するのであれば、保護者から子どもへの一方的な押し付けではなくて、子どもの主体性を大事にした上で、新しいやり方を提案していくのが、新しい時代に向けてのやり方ではないのかなと感じました。なので、この「橋本市子どもスマホ宣言」は 5～6 年前のものであり、そのまま使っていくのはどうなのでしょうか。</p>
事務局	<p>「橋本市子どもスマホ宣言」については、教育委員会の方で提示されている内容でして、確かに平成 27 年ということで、もう 5 年経っております。修正等についてまた検討していくという話があれば、子どもの人権についても考慮した内容にしてもらうことが出来ますが、たぶん教育委員会が今すぐ宣言の改正を検討するのは難しいだろうと思います。ですので、問題があるということであれば、「子どもスマホ宣言」の文言を削除していく必要があると思いますので、他の皆さんのご意見も聞かせて頂けたらと思います。</p>
委員	<p>先ほどの話に補足させて下さい。文科省も学校に持って行かせないという方針を転換して、必要に応じてというふうに変わってきてますよね。なので、やっぱり 5 年、6 年経っているということは、新しいものがないからそのまま載せるということではなく、それならもう載せない方が良いような気がします。</p>
委員	<p>この「スマホ宣言」に関してですが、うちの子も中学生でちょうどドンピシャな世代ですけれども、中学校には実際スマホは持って行っています。持って行っていますが、学校が終わるまでは電源を OFF にして先生に預けるとするのが、うちの</p>

	<p>子が通っている中学校のルールの様です。他の中学校ではどのようになっているかは分からないですが、かなり変わってきているのかなと思います。それと、「夜 9 時以降に通信をさせない!」、「夜 10 時に電源を切らせる!」というのは、あくまで推奨という形にした方がいいと思います。これをなくしてしまうとなると、今の中学生は、あの手この手で電源を ON しておきたいという年頃で、自分に都合良く解釈したりする場合がありますので。この文言は何かの形で残しておけたら良いのではないかと、私は思います。</p>
委員	<p>私自身は先ほどの委員の考えに賛成で、もう既にオンライン授業が不可欠な状況で、スマホも含めた通信が常態化する。少なくとも With コロナの世界ではかなり重要だと思っています。そういう時にこの「スマホ宣言」、それも教育委員会が定めたというスタンスは、子どもの人権という立場からは、どうかと思っています。一つは、With コロナの時代のスマホの利用の在り方、それは家庭では大変だと思いますが、あえてこういう過去の「スマホ宣言」を維持するのは、検討してもらいたいという意味で、反省材料とか進化材料として残すのなら良いのですが、この審議会で当然のようにコラムとして取り上げることに賛成をしかねます。子どもの自由で独立した立場というのを育てて行こうというのであれば、これから家庭で努力しながらやって行くことかなと。時間制限も確かにあった方が良くも知れませんが、他方で押し付けても聞かない。やはり家庭での話し合いが一番良いことで、子どもが自覚することの方が大事かと思っています。そういう意味で、ここで「スマホ宣言」を残すことには、あまり賛成をしかねます。単純に啓発することについては、ちょっと工夫がいるかもしれないという立場です。</p>
会長	<p>この「スマホ宣言」はどこの管轄ですか。</p>
事務局	<p>学校教育課で、スマホに対する弊害というのが出てきた中で、やはりスマホについての一定のルールを設けましょうと。その中で学校教育課が、どういった内容が望ましいのかということを書いて、それを「スマホ宣言」として各小中学校に啓発して行きましょうということで、これが作られました。</p> <p>今おっしゃって頂いたように中学生のスマホの扱いについては、これから文科省が見直しをかけていくという話は確かにございまして、それは災害等が多発している中で、危機管理上スマホの必要性も一定認めていくということも理由としてあると聞いています。それと、今のご指摘のように平成 27 年に宣言したものであり、この間の約 5 年で状況が変わってきているということがあります。このコラム自体は、もしよろしければ事務局で再検討させて頂いて、⑤の取り組みの書きぶりについても、少し修正させて頂くということで、今のご意見を出来るだけ反映するような形にさせてもらえたらと思います。</p>
会長	<p>我々の側から言うと、この本文の 5 番にあるように子どもを「教育・啓発してインターネットによる人権侵害から守る」ということですが、この「正しく使う取り組みとして研修会を開催する」のは良いとして、「橋本市子どもスマホ宣言」をさらに啓発するという部分が、趣旨と違うということで、もう一回これを管轄の課へ持ち帰って、今でもこのような形で児童、生徒に指導しているのかということも含めて、この内容で良いのかどうかを検討して頂く必要があるということ。我々とし</p>

	<p>ではこのままでは納得出来ないということを申し入れて頂くということで宜しいですか。</p> <p>それでは他にないですか。</p>
委員	<p>28 ページの「感染症及び難病等患者の人権」の真ん中あたりに、「近代医学の急速な発展は、」というところで、「HIV 感染やエイズについても、これを一般普通の病気程度にして、やがては消し去ることができる病気になるであろうと思われま</p> <p>す」とありますが、果たしてこう書いても良いのかなと思いました。エイズや HIV も、気を付けながら早期の治療をやっていけば、緩やかな増加に出来てはいけるけれども、そこまで言い切って良いのかなと思います。それと次の段落の 5 行目にコロナウイルス感染症について、「幸い感染者の急増を抑え込むことが出来ましたが」とありますけれども、まだ抑え込むことが出来ていませんので、この辺の文章も見直して頂けたらと思います。</p>
会長	<p>いずれも現在進行形のものを断定的に書いていいかどうかということですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>「やがては消し去ることが出来る病気になるであろうと思われま</p> <p>す」とは、実は元々こういう表現にしておりまして、今回はここに手を加えてなかったのですが、委員が仰ることは確かにそうだろうと思います。HIV などは薬で治療出来るレベルにまでになって来ていますが、消し去るという話になると、また極端な表現になってくると思います。ちょっとここの表現は修正させてもらった方が良いのかなと思います。それと、その下の「感染者の急増を抑え込むことが出来ましたが」の部分は、もう既に春の波を超えるくらいの感染者の増加が起っていますので、ここの表現についても、ちょっと見直しさせてもらった方が良いと思います。その辺は事務局で検討させてもらいたいと思います。</p>
会長	<p>このエイズに対する表現ですが、こんなふうに書いてもらうことによって、看護師さんたちの恐怖を取り除くために、非常に役立っていたことは確かです。今のコロナウイルスについても同じことだと思いますが、今の状況を抑え込んだと言うか、それともまだそこまで至っていないと言うかは、それぞれの人の考え方だろうと思います。現在進行形の問題を書くのは難しいということです。</p> <p>それでは、他にございませんか。もしも気が付いた点が後からでもあれば、事務局まで報告をして頂くということでお願いします。</p> <p>次の議題に進めても宜しいでしょうか。</p> <p>それでは3. その他の「答申について」に関して、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次第のその他のところで、答申についてご説明させていただきます。今回お配りしている資料の中に、審議会会長から市長あての答申のかがみ文案を入れさせてもらっています。本日の令和 2 年度第 3 回審議会を持ちまして審議を終了し、「橋本市人権施策基本方針の改定及び施策の推進について (答申)」ということで、令和元年 9 月 18 日付けの諮問に対し、基本方針の改訂版として仕上がった資料を、8 月中旬に市長にあてて答申として提出させて頂きたいと思っています。日程はまだ決定してないのですが、8 月 11 日か 17 日を予定しております。当日は、村田会長と数名の委</p>

	<p>員にご出席いただき、平木市長に答申書をお渡し頂く手交式を開きたいと思っています。お時間が許すようでしたら出席をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>それが、我々がここまでやって来た、この審議会の審議の結論ということです。我々が作り上げたこの橋本市の人権施策基本方針は、おそらく和歌山県下で一番良いものだと思います。今回特に新たな形で付け加えたものであるのも、従来以上に立派なものが出来ていると思います。皆様のご努力があつてこそだと考えます。橋本市のこの方針の中の何ヶ所かが、県のものにも何年も前から使われているということは、あまりご存知ではないかも知れませんが、そういうことです。それで基本方針を仕上げたということですが、まだ時間がありますので、もしも何かの不備がありましたら今のうちに申し出てください。</p> <p>それでは、その他の2つ目の「新たな条例の制定について」へ進めます。</p>
事務局	<p>まず新たな条例の制定についての説明の前に、過去に本市で発生した同和問題に係る差別事件について、ご説明させていただきます。</p> <p>4月の審議会において、巻末の年表の案をご提示させていただきました。これについては、橋本市内で具体的にどういう事例があるのかを示してもらえたら有り難いとの要望がありましたので、橋本市内で起こった差別事象ということで、3つの事件名を年表に入れさせていただきました。ただ、事件名だけでは中身が分からないのご意見もあり、その説明をさせて頂く必要がありましたが、今日になってしまいました。</p> <p>以下の3つの事件について、概要を説明。＜※説明した概要の詳細は省略＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「R社社員研修差別事件」（平成17年11月発生） <p>県と市が誘致した企業において実施した社員研修時の資料の中に、差別的な記載があった事件。この事件を契機に、伊都・橋本で伊都地方人権尊重連絡協議会という組織を立ち上げ、企業向けに人権啓発研修を毎年実施している。</p> ・「県立橋本体育館差別発言事件」（平成23年12月発生） <p>県立橋本体育館の事務所カウンター前で、入館者が体育館職員に対し、差別的な発言をした事件。</p> ・「Y社土地差別記載事件」（平成24年11月発生） <p>和歌山市内の不動産業者が、伊都振興局あてにファックスした資料の中に、差別的な記載のある会社の内部資料が含まれていた事件。</p> <p>事件の概要については以上ですが、これはいずれも部落差別に関連する事件となっております。</p> <p>そして少し時間を頂いてご説明したいのは、今年3月に県が「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定施行し、もうすぐ半年が経とうとしていますが、これは平成28年に施行された「部落差別解消推進法」を受けて和歌山県が制定したものになります。そして、これらの国・県の動きもあつて、橋本市でもこの部落差別の解消に関する市独自の条例を制定する必要があるものと考えているところです。この市の新たな条例制定に向けての準備を進めて行くことについて、本審議会の委員の皆様からのご意見も是非とも頂きたいということで、今日はその資料を</p>

用意させて頂いています。

A3の「(仮称)橋本市部落差別解消の推進に関する条例・骨子案」という資料をご覧頂けたらと思います。この資料の左側中段にある「県及び橋本市における差別事象の現状」という部分をご覧頂くと、県下の自治体及び県の機関(教育委員会関係機関含む)から毎年、県の人権政策課の方へ報告として上がってきた差別事象を集計した表になります。平成28年から令和元年度までの事件数と、その内の同和問題に関する事件数を表に掲載しています。平成28年度は県下で12件、うち同和問題関係が11件、この内、本市の事件は1件でした。平成29年度は、全19件のうち17件が同和問題、この内2件は橋本市で起こったものです。平成30年度は、30件中、同和問題関係は22件、橋本市で起こったものが3件、令和元年度は、20件のうち同和問題関係が15件、橋本市で起こったものが4件ということで、年々増える傾向にあります。更にその下の「令和元年度の橋本市における4件の差別事象の内容」という資料では、4件の事件の内容を載せています。

こういう市の状況も背景にしながら、市としては独自の部落差別の解消の推進に関する条例を作り、同和問題を少しでも解消出来るような取り組みを、これからもしっかりと進めていきたいという意味を込めまして、条例を作ることを検討しています。

また、資料の右側には条例の骨子案ということで、詳細はこれから詰めていきますが、今日は皆さんにご意見を頂くについて、イメージしやすいように、その案を資料として提示させて頂いています。これについて少し説明をしますと、一つ目には目的があります。次に基本理念を書こうと考えています。この基本理念では、県条例もそうですが、部落差別は基本的人権の侵害であるということを明記するようになりたいと考えています。次に部落差別の禁止、部落差別はしてはいけないということを明記することを考えています。それから市の責務について書くとともに市民や市内の事業者も同様に、その役割を担って頂きたいということで、その関係の条項も書こうと考えています。また、部落差別への取組という条項では、特に結婚問題と就職問題に関する差別を強調しつつ、その関係の差別を含めた全般的な差別について、もし差別が発生した時には、市として指導・助言を具体的にやって行くということを入れようと考えています。そして、指導・助言を行ってもご理解を頂けない場合は、次の段階として、勧告というのを行いたいと考えております。一方、インターネット上の差別書込みについても、今年度からモニタリング事業というものをスタートし、ネット上の差別事象の監視を進めて行こうとしておりますので、その関係も合わせて条文に書きたいと考えております。あとは、教育・啓発について一層効果的な取り組みをこれからも実施していくと明記し、合わせて相談体制の充実ということで、市として出来ることとして、相談窓口をしっかりと持っておいて、これを充実させていくことは、市が出来る役割だと思っています。ですから、この関係の条項も入れようと思っています。最後は、部落差別の実態の把握ということで、国が調査に取り組む場合は市として協力すると共に、市が独自で平成30年に市民意識調査を行いましたけれども、このような調査も定期的に行って行けたらと考えております。ザックリとした説明ですが、こういうことを今考えておりますの

	で、これについてのご意見を聴かせて頂けたらと思っております。
会長	<p>仮称ですが、橋本市部落差別の解消の推進に関する条例の骨子案を皆さんに見て頂いたのですが、県が人権尊重の社会づくり条例を既に持っているが、部落差別に関する条例を個別で作ったということです。おそらく障がい者の問題も法律が出来ているので、障がい者差別に関する条例も個別に作っていく。但し、人権尊重の社会づくり条例は、あくまでも全体の中心に座っていることは間違いないのですが、個別の一つひとつの問題については、県が既に部落差別に関する条例を作ったと、こういうことです。これについて皆さんにお諮りしたいと思います。いかがですか。</p>
委員	<p>まず一点目に私が思うのは、「こんな差別がありました」という報告だけでなく、差別事件に対して市としてどう対応してきたのか、問題解決に向けてどう取り組んだのかの実例があったら、これからの参考のために資料に載せて欲しいと思います。そして、骨子案の目的の条項に、「部落差別のない社会を実現する」とありますが、部落差別のない社会ってどんな社会なのか。その目安というか、到達目標というものが分かり難い。例えば結婚の問題なら、完全に部落問題が解消された時代というのはどんな状態をいうのか。あるいは、部落内の土地が他の土地と比べて地価が同じになっていることを言うのか。そういう目安がはっきりしていないから、まだまだ抽象的な文言が多いのかなと、私は不信に思います。</p> <p>それからもう一つ意見を言わせて頂くと、骨子案の基本理念の条項で、「部落差別は基本的人権の侵害であるため、部落差別を行ってははいけません。」という表現は、よそよそしい言い方ではないかなと私は思います。「あなた、差別をしてはいけませんよ」ではなく、周りの人が差別を許したら駄目なのでしょう。どんな差別でも。してはいけないのではなく、許してはいけないのだと思います。例えば施設の問題でもそうだと思うのです。学校施設も随分良くなって来ましたが、今まで階段ばかりだったけれども、障がいのある子どものために、階段の所にスロープを付けてみたり、障害を持たない人と平常通り交流できる場所を作ることが、「許さない」ということなのでしょう。そういうような骨子案であるべきではないのかなと、そんなふうに思いました。</p>
事務局	<p>今日ご覧いただいている資料は骨子案なので、ごく基本的な文言しか入れておりません。最終形ではないので、これを具体的な条文に落とし込んでいくということになります。ですから最終的な条例については、もうちょっと肉付けをして、しっかりとした表現にしたいと考えておりますが、いま意見を頂きましたので、そういう考え方を出来るだけここへ入れた形のものと考えて行きたいと、感想として思いました。</p>
会長	<p>少なくとも和歌山県の条例がありながら橋本市が作るのであれば、橋本市の固有の部分が無かったら意味がないということがあるので、今もお話があったように、例えば「部落差別はしてはいけない」の代わりに「許さない」という言葉を入れるだけでも、随分変わってきます。それと、県の全体の事件数と市の事件数がありますが、実は昔は県へ申し出る数が少なく、自分たち内部で処理して無くしていく数がかかなりあったのです。だから非常に沢山の自治体で、市役所の職員や住民でご</p>

	<p>苦勞を頂いて、県へ上げていかずに、自分たちで正して行ったものも随分あったのです。だからそれも含めて言うと、ここに出ている数は、通り一片に過ぎないような気がして、本当は内部の細かい部分の話がもっとあるように思うのですが。だからこの骨子案についてももう一度、県と違うものを作り上げていくことを頭に入れながら、ご意見を伺っていくということをお願いしたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>今、コロナ過の差別というのは、非常に切実な問題となっています。ただこの部落差別解消というのは無視して良いのかというと、既に国連人種差別委員会が繰り返し勧告を行っていますが、その勧告の一つに部落問題の解消が謳われています。そのために政府もようやく動いたのではないかと。その中で各市町村あるいは県がその法律に従って、対応しないといけないということで、今回、和歌山県が条例を作ったのだらうと思います。市町村はどうかというと、各地で徐々に条例を作る動きが広がっているかと思っています。その背景には、やっぱり国連人種差別委員会、アパルトヘイトで非常に活躍した委員会ですが、この委員会がやっぱり部落問題というのを日本の問題の一つとして取り上げていることを、我々は忘れていけないと思っています。但し、他方で他の問題、喫緊の問題もあるので、この問題だけで終わるというのであれば気になりますが、国連から言われているという点も踏まえれば、和歌山県橋本市としても、やって行かなければいけないことではないかと思っています。それで言えばこの条例の意義はやはりあるかなと思います。但し、コロナ過の問題や多様な差別の問題にも、真剣にこの委員会が取り組まなければいけないと思っています。この条例そのものについて言いますと、先ほどから報告のあった橋本市で起こっている4件の問題とどう一致するのか、これが気になるところで、今のところ県条例とほぼ似通っているんで、例えば部落差別の禁止というところで、結婚及び就職に際してという限定が有効かどうか。橋本市が問題にしている点がこういう限定付きで良いのかどうか。そういうことも含め、また宣言条例ならこれで良いのですが、何等かの市の施策を考えているのであれば、より具体的な条項にするのかどうかも検討が必要かと思っています。あるいは第3条でインターネットを取り上げていますが、それだけで良いのかも検討の対象かなと。どこまで広げるのが良いかというのがありますが、部落差別禁止を深刻に考えるのであれば、その辺りも具体的に検討頂きたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>差別を行った人に対して差別を行わないようにしていくということですが、助言とか、指導とか、勧告とか、そんな対応だけで差別された人たちが納得出来るのかどうかということです。差別する人に対して何等かのプレッシャーをかけるようなものをやっぱり市の新しい条例の中で設けていく、規制を設けるような形をとらないと、最終的に勧告を行いますとあるが、勧告とは何なのかということです。勧告とは「して下さいよ」と言うことだけで、何の強制力もないでしょう。だから何か強制力のあるような条例を検討してもらいたいと思います。ただ最終的には、差別をなくすにはやはり啓発です。学校の場合は、同和問題だけでなく人権全般について年齢相応に教育をしていけば良いと思うのですが、この骨子案で言えば、やっぱり20歳以上の成人に向けて、差別をするとこういう処罰がありますよというような見せしめになるものも、出来れば検討して頂きたいと思います。私も少しだけです</p>

	<p>が、人権擁護委員をさせて頂いて、家庭内暴力などの相談にも対応したことがありますが、相談者に対してどうして欲しいのか、助言とかだけでいいのかと聞くと、やっぱりそれに対抗出来る何らかの形の見えるものが欲しいという考え方もあったように思います。そういう部分で言えば、部落差別だけでなく障がい者の差別やその他の人権に関する差別でも、差別をした人に対する規制のようなものが必要ではないかと思います。このままではいつまで経っても部落差別は解決出来ないだろうと思いますし、実際に部落差別の中の結婚問題というのは、本当に表に出てこないのです。今出ているような窓口で同和地区の問い合わせがあったとか、「あそこは部落ですか」という話があったとか、会話の中で「お前は部落か」という話はあったとしても、結婚問題については、やっぱり当事者の部分で言うと表に出てこないのです。だからそれは地域の中で脈々と続いているというか、深く静かに潜行していて、結局は結婚出来なかったという話は今でもありますので。この4つの件は公になっていますけれども、その部分はやっぱり委員の皆さんで汲み取って頂ければと思います。</p>
会長	<p>日本の今のコロナに対する外国との違いみたいなもので言うと、外国では法律で強制をして、もしも何かがあると罰則という形を取っているが、日本だけが強制をしない、つまり自粛をしていくということを言いながら、ここまでやっているのは、それだけ人権意識が高くなっているということです。戦後これだけ高くなってきているとすれば、やっぱり我々が作るこういう文書は、啓発することによって、非常にプラスになっているということです。しかし、私が始めに皆さんに申し上げた様に、この条例あるいは全てのものは、作り上げた段階で終りみたいになって、そこから一步も前に進まない。本当は市民に内容を徹底させるところから始まらないといけないのですが、それが出来ていない。だからこの骨子案にしても、例えば今の結婚問題でも、少なくとも当事者の間で破談になったからそれで終わりということではなくて、二人が結婚出来るようになって本物だということです。そこまで至らず破談にしてしまっただけで、それで良かったということで終わってしまうことが非常に多いです。だから全体として人権意識が高まってきていることは確かですが、ここで安心するのではなく、条例自体は私は本当はいらないかなと思うけれども、ここを突破口にしながら子どもの条例、女性の条例、あるいは障がい者の条例というように、我々の側で前に進めて、個別のものを作り上げていけばそれで良いのではと考えています。だから敢えて今回の部落差別解消推進条例案で反対しなかった理由は、ここをスタートにして次のものに進めて行きたいからということです。</p>
委員	<p>相談が年に何件もあって、もっと隠れたところに差別があるということですが、この相談窓口は確かに拡充されているのですけれども、そのあとの相談者に対するケアがちゃんとされているのかというところがすごく気になります。相談に対応して、そこで終りでなく、その後のケアもしていくということも、この条例に入ると良いなと思いました。それとこの骨子案の「部落差別への取組」の項ですけれども、「部落差別解消への取組」とした方が良いのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>はい。他にも色々と思いつくことがあったら発言をお願いします。我々社会づくり審議会としては、今回の市の条例について、県条例以上に立派なものを作ってい</p>

	<p>こうということを皆で確認しておきたいと思います。宜しいですか。</p> <p>他にございませんか。無いようでしたら、時間になりましたのでこれで終わりたいと思います。</p>
事務局	<p>会長はじめ委員の皆様、大変有難うございました。今回の審議の中でご指摘があった修正箇所については、事務局の方で修正をさせて頂いた上で、答申書を仕上げたいと思います。また、市長と会長の日程を調整の上、市長にあてて答申書を提出することとします。</p> <p>これを持ちまして、令和2年度第3回橋本市人権尊重の社会づくり審議会を終了します。本日はどうも有難うございました。</p>